

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

日本におけるスポーツ文化の変遷と人権に関する現状と課題について

メタデータ	言語: ja 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2023-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 相良, 博昭, 白井, 徹 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学短期大学部 , 関西外国語大学短期大学部
URL	https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/8102

日本におけるスポーツ文化の変遷と 人権に関する現状と課題について

短期大学部 准教授 相良博昭

短期大学部 講師 白井 徹

1. はじめに

スポーツは、競技スポーツ、生涯スポーツ、学校スポーツ、障がい者スポーツなど様々な場面や環境において実施されている。これは、スポーツを行うことで得られる爽快感や達成感、仲間との連帯感などに見られる精神面への影響、健康維持・体力向上といった身体的影響だけに止まらないと考える。見ることや支えることにおいても、皆が心を震わせ、感動を起こす。また、個人のみでなくグループや地域コミュニティの活性化・国の経済発展及び国際的な親善や友好においても、大きく寄与していると言える。文部科学省は、スポーツを「人間の創造的な文化活動の一つ」²⁰⁾とし、「心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、健康の保持増進、体力の向上に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、とりわけ青少年にとっては、スポーツが人間形成に多大な影響を与えるなど、心身の両面にわたる健全な発達に不可欠なもの」²⁰⁾としている。

本稿では、スポーツを文化として捉え、日本におけるスポーツ文化の変遷・発展を考え、人権に関する現状と問題点・今後の課題について検討したい。

2. 日本におけるスポーツ文化の変遷

日本における体育・スポーツの流れの源とされるものに、次の2つがあげられる。まず武道がある。これまでの公家らとの政権争いを制し、源頼朝が鎌倉に幕府を開いたおよそ1190年代以降、江戸時代までの約700年にわたって続いた武家社会・武家政権においては、幕府は武術を奨励し、武

士道精神を築き上げ、絶対的な主従関係を確立していた。次に、第1・2次世界大戦における「富国強兵」政策があげられる。1891年の小学校教則大綱小学校体操科教授第11条には、「体操は身体の各部を均斉に発達せしめ、兼ねて規則を守り、協同を尚ふる習慣を養うを以て要旨とする。」^{21) 26)}としている。これより当時の学校体育科教育は、強健な身体の育成を主とし、身体育成の目的は、国家の為戦争に勝つ為であり、兵式体操や号令演習などの軍隊教育が行われていた。

戦後の学校体育科教育は、これまでの強健な身体育成のみを目的とするのではなく、心身の発育発達、健康の保持増進、身体を動かすことの楽しさ、多様なスポーツ経験などを主とした目的で行われるようになった。1998年に改正された学習指導要領において「変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力」¹⁸⁾であると定義した。また、2008年に発表された新しい学習指導要領では、「生きる力の理念構築のために、理念の共有、思考力・判断力・表現力等の育成、豊かな心や健やかな身体形成のための指導の充実」¹⁹⁾といったポイントがあげられた。同時に体育教育の目標も、「心と身体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる」¹⁹⁾と定めた。

著者達は大学体育（一般体育）の現場で指導を行っているが、体育・スポーツの考え方あるいはスポーツ文化の変遷においての特徴として、次の2つの事例を紹介したい。1つめは、体育という名称に関連する。大学生に「小学校より教科カリキュラムとして実施されている体育とは、今日略されて使用されていますが、本当の意味がわかりますか」と問うと、多くの学生が、保健体育と答えたが、身体教育（Physical Education）だと述べる

と、「知らなかった、なるほど」という感想が返ってきた。小学生の頃より行ってきた体育の名称を、知らない学生の多いことに驚かされた。2つめは、体力という名称に関連する。同じように、学生に対して体力の意味を問いかけ、学生からは、「病気をしない、力（パワー）、重いものをいかに持ち上げられるか、運動神経が良い、元気」など多くの解答が出てきた。皆正解でもあるが、本質を理解しているとは言えない。体力は、英語では Physical Fitnessあるいは、Physical Strengthと表示され、パワー（力）のみを意味するのではなく、各個人が置かれた環境や立場にいかに適応し、個人の能力を十分に発揮できているかが、重要になる。このことより、体力とは、身体のみを重視するのではなく、心とのつながりも重視しなければならないことを示している。

以上より、日本における体育・スポーツに対する考え方は、身体形成を主としたものから、心と身体をつながり重視する傾向に変化してきている状況にある。

3. スポーツ文化の発展

現代社会は、世界的に見ても急速な技術革新が進み、高度経済成長・グローバル化が凄まじい勢いで進んでいる。人々の日常生活において、自由時間や余暇時間に行う趣味などの行動様式も、選択肢が広がり多様化社会を作り上げていると言える。自由時間・余暇時間は、レジャー（Leisure）あるいはレクリエーション（Recreation）と称される。1970年に、国際レクリエーション協会は、『レジャー憲章』を宣言し、レジャーの定義を「レジャーとは、人間が仕事その他の責務を終えたのち、一人一人が自由に処理する時間」¹⁷⁾としている。また、1974年の通商産業省余暇開発室が産業構造審議会答申の中で、「余暇活動は、人間の生活行動の一部、生き甲斐に端を発した自由選択性などの特性および種々の機能を持ち、身体的・精神的・物理的に種々の効果を期待できる生活行動である。」とした。次にレクリエーションとは、「休養・楽しみ・気晴らし」を意味しており、「仕事などの拘束あるいは強制によって緊張し疲れた肉体と精神を回復させ、新た

なエネルギーを生み出すために、余暇（レジャー）を利用して行われる活動全体をいう」²³⁾としている。

1948年より当時の総理府が調査している「国民生活に関する世論調査」の「これからの生活の力点の推移（高まる余暇生活の志向）」²⁴⁾においては、これまで住・食生活重視に力点を置く傾向にあったが、1983年の調査においてはじめてレジャー・余暇生活重視に力点を置く割合が数値を逆転し、それ以降レジャー・余暇生活に力点を置く人の割合が増加している。また2006年の内閣府「国民生活に関する世論調査」²⁴⁾において、「心の豊かさを重視する」が全体の60%を超え、「物の豊かさを重視する」は30%と大きな差をつける結果となった。これは戦後の復興、経済の急速な成長により、自由時間・余暇時間が増加し、レジャーやレクリエーションの考え方が浸透したことで、物の豊かさだけでなく、質の豊かさを求める傾向となり、QOL (Quality of Life：生活の質の略称)の向上に繋がったことが推察される。

スポーツの特性は、各スポーツ種目や活動場所・目的等によって多種多様であるが大きく分けて、遊戯性・競争性・社交性・身体活動性・健康性・技術性・文化性などがあげられる。日常とは違う身も心も解放された時間・空間の中で、人々が様々な目的を持って活動を行う。スポーツの特性は、「するスポーツ（チャンピオンスポーツ、生涯スポーツ、学校体育など）」、「見るスポーツ（プロ野球、大相撲、サッカー、オリンピックなど）」、「ささえるスポーツ（主として総合型地域スポーツクラブなど）」といったスポーツの多様化がみられ、文化的側面を持つに至っている。また、1988年3月「スポーツ振興に関する報告書」²⁷⁾において、「スポーツが人類共通の文化として位置づけ」され、文部省保健体育審議会「21世紀に向けたスポーツ振興方策」において、「スポーツの文化的側面が心身両面に重要な影響を与えるもの」とされた。

上述したスポーツ文化の多様性の変遷においてその振興に大きく寄与した出来事として、1993年に発足したサッカーのJリーグがあげられる。Jリーグは、「Jリーグ百年構想～スポーツでもっと幸せな国へ～」¹⁶⁾をス

ローガンに、サッカーだけでなく様々なスポーツを通しての地域の活性化を基本理念とした。これまでの企業スポーツから地域スポーツへ、地域スポーツから地域のスポーツ文化の振興へ力を注いだ。

4. 現代におけるスポーツ文化の役割の検討

日本においてスポーツの振興は、高度経済成長と共に構築されており、スポーツがもたらす効果には心身のみならず、社会生活の向上の一助を担っている。また、2015年ニューヨーク国際連合本部において開催された国連持続可能な開発サミットにおいて策定された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:以下SDGs)」において、スポーツは、開発と平和のためのスポーツと示されている。スポーツが社会の進歩に果たす役割について国際連合広報センター¹⁵⁾は、「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発および平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する」とし、「国連は、SDGsの17項目それぞれの達成に向けた課題に取り組む潜在的能力を備えた重要かつ強力なツールとして、スポーツがその役割を果たすことを期待しています」とも述べている。未来に向けた更なる経済成長、情報化、グローバル化といった、生活スタイルが多様化していく現代社会の中で、スポーツが国際社会の発展に対して果たす役割が世界中において大いに期待されていることが窺える。

我が国においても、2018年、日本スポーツ協会によって「スポーツ推進方策2018」が策定されている⁹⁾。この方策は、2011年に日本オリンピック協会と共同で発表された21世紀におけるスポーツが果たすべき社会的使命を示した「スポーツ宣言日本」によって示された課題に対して、スポーツ推進の方向性を踏まえた基本的理念の提示及び、事業推進策を策定したものである。本方策では、「スポーツ宣言日本」が目指す社会像の実現に対する方策が示されている。「スポーツ宣言日本」が目指す社会像には、1.地域に集い暮らす人々が、つながり(絆)を深めながら共に生きる喜びを広げ

ていくことを通して、公正で福祉豊かな地域生活が営まれている社会、2. 人間に内在する環境や他者への共感の能力が育まれ、地球環境との共生による持続可能な生活が維持・発展することを通して、ライフステージに応じた多様なライフスタイルが実現されている社会、3. 人々の相互尊敬を基調としたフェアな精神に基づく生活を通して、自己を他者に向けて開き、他者を素直に受容することのできる真の親善(平和)と友好に満ちた社会と示されている。この方策が目指す社会像に対して、「スポーツ推進方策2018」では以下の項目が本方策において目指すものとして「1. 誰もがスポーツ文化を享受できる環境の創出、2. スポーツ享受の多様化の促進、3. スポーツを核にした連携・協働の促進⁹⁾」と示している⁹⁾。これらの方策は、これまで構築された日本のスポーツ文化における成果や課題を踏まえて、未来に向けて、スポーツを通した共生社会の構築による充実感、これからの社会生活の厚生の実現に不可欠であると考えられる。このような社会を実現させる為には、これからの我が国の未来を担っていく若者達に対してスポーツを通してスポーツの役割や、共生社会を促進するための導きが必要不可欠である。なぜなら、年齢、競技レベルによって子どもたちの求めているものは違うが、様々な年齢層においてスポーツに関わることが身近にあるからである¹²⁾。年齢に応じて、スポーツとの関わりに違いはあるが、スポーツ実施を通して、社会において適応していく能力を育んでいくことが求められている。

5. 現代におけるスポーツ文化の問題点

スポーツには様々な分野において共生社会の促進を担う役割があり、肯定的な効果が認められているにも関わらず、茨城県において卓球部を指導中、女子生徒に暴言を吐くといった事案や、熊本県において強豪校と言われているサッカー部の男性指導者が部員に暴行する様子が動画撮影されたことなど、未だにスポーツ現場において子どもに対する体罰といった人権侵害行為は後を絶たない^{22) 23)}。藤後ほか¹²⁾は、「子どものスポーツにまつわる暴力は、指導者による暴力、先輩後輩を含む選手による暴力、保護者に

よる暴力、そして卒業生や保護者集団によるベンチサイドの暴力が考えられる」と述べている。また、これらの行為について、対人関係の中に含まれる行為として子どものスポーツ場面に起こった不適切な行為についてはスポーツハラスメントと表現している¹²⁾。スポーツハラスメントの定義については「子どものスポーツにおいて、役割上の地位や競技レベル、人間関係、経済的状況など全てを含むスポーツの場における優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は子どものスポーツ環境を悪化させる行為」としている。スポーツにおけるハラスメントについて、土肥・岩本¹³⁾は、スポーツ部活動またはクラブチームに所属経験を持つ学生に対して行った実態調査の結果、体罰・暴言の経験は、高校生以下において多く行われている傾向が明らかになっている。この要因として土肥・岩本は、「強制による早期特化が競技結果へのつながり」、「指導者のスキル習得状況」が影響していると推察している。体罰が与える影響として阿江¹⁾は、1. 当該スポーツを見ることができない2. 行動の萎縮3. 指示待ち4. 自己主張できないといったハラスメント行為によって多種多様な悪影響を子どもたちに与えてしまったことで、スポーツに対して否定的な捉え方をすることに繋がり、本来求められているスポーツ特有の楽しさを見出す機会を失ってしまったり、スポーツから離れてしまう可能性がある。

本来、運動部活動は、学校教育の一環として行われる。部活動参加によって生徒にスポーツ文化及び科学等に親しませることで、学習意欲の向上、責任感・連帯感の涵養、生徒同士や、生徒と教師等との好ましい人間関係の形成といったことがあげられる⁷⁾。このように、部活動には教育的意義が大きいことから、学校教育の一環としてスポーツの技能向上以外にも、学年の違いといった異世代間の生徒同士の交流や、教員との信頼関係の構築を図るといった教育過程との関連を図る為、スポーツに興味や関心のある生徒の参加に対して部活動責任者として教員が部活動の顧問として部活動運営、管理及び、指導を行い、これまでのスポーツ振興を支えてきている¹⁰⁾。しかしながら、部活動には「日本独特の「長幼の序」に逆らわない

ことが「美德」として重んじられる伝統的な価値観が存在することによって、監督を頂点とするあたかも「教室」のような密閉空間が形成され、当該集団から脱退するなど、他の集団へ帰属を移行するという選択肢が、ほとんど顧みられなくなる。むしろ選手や生徒には「自発的意思」で逃げ場のない「上意下達構造」に参入し、その中でサバイバルしながら、勝利の夢や栄光をひたむきに追い求める」とされている⁶⁾。このような日本特有な風習による強権的な指導環境や、勝利至上主義・根性主義が強く、民主的でない運動部ほど体罰が行われていることが体罰を生み出す要因であると考えられる。本来、起こってはならない体罰が指導に用いられる要因として、部活動顧問の専門的技術・教育力の指導力不足。成果主義による学校管理職及び、部活動顧問を勝利至上主義への扇動による体罰を誘発・黙認といった体罰による間違った教育的効果をあげている³⁾。体罰による間違った教育的効果について依田¹⁴⁾は、以下の8項目を事例としてあげている。その内容として、(1)体罰を行うと生徒は同じ過ちを繰り返さない(2)体罰を行うと他の生徒も過ちを起こさない、(3)体罰は即効性がある(4)体罰は教師の力を発揮させる(5)体罰は生徒との信頼関係を深める(6)体罰は説得力がある(7)体罰は校長や他の教師に一目置かれる(8)体罰は生徒を甘やかさない教師の姿勢の表れである¹⁴⁾。これは、体罰といった人権侵害行為を教育的効果として認識している教員が存在し、その行為が正当化される社会的背景が過去の日本において存在したことが窺える。勝利至上主義によって早期に結果(勝敗)を出すことにこだわり、強制力を用いて厳しい指導を子どもたちに行うことで、保護者やその他の子どもたちもチームの指導方針として、指導者によるハラスメント行為を肯定的に捉えてしまう可能性を有している。

藤田ほか²⁾による体育専攻学生を対象に体罰及び、暴力に関する実態調査を行った結果、過去の体罰体験や体罰に対して肯定的な捉え方がされている回答があったことが報告されている。さらに、宮坂ほか⁵⁾による指導者志望の体育大学生を対象にした体罰行為の意識調査の研究においても、体罰、暴力を容認しないといった結果が報告されているが、特定の条件下

においては体罰を肯定的に捉えている学生が少なからずいることが報告されている。これは、スポーツ指導者がスポーツ実施者に対して体罰を行った場合において特定の条件であれば容認される行為として捉えられていることを示しており、体罰を教育的な効果がある手段としてスポーツ実施者が受けることによって、教育において体罰が必要である、体罰が競技力向上のための効果的な指導法であると学習した結果、体罰は必要であると誤った認識に至る可能性がある。過去の体罰体験によって体罰を肯定的に捉えるといった誤った認知を持つことで、被体罰経験者は、自身が指導者となった場合において指導する際に、自身が育成する選手に対しても体罰が効果的であると肯定的に捉えてしまう危険性があることが研究結果から示唆されている。

6. 現代のスポーツ文化に求められる指導者の養成について

人権侵害であるスポーツにおけるハラスメントを根絶するためには、体罰・暴言に頼らない指導方法の認知といった人権尊重や、人権感覚の育成が最重要である。また、体罰容認の認知の修正には、スポーツ科学に基づいた指導法が有効である⁴⁾⁵⁾¹¹⁾¹³⁾ことから、スポーツの指導にあたる指導者の意識、行動改革また、アスリートの人間的成長を促すことができる指導者養成が求められている。2022年3月に今後のスポーツのあり方を見据えた第3期「スポーツ基本計画」が策定されている。この計画の中で、スポーツ指導における暴力・虐待の根絶に関する取り組みとして、スポーツを実施者の安全及び、安心の確保のために「モデル・コア・カリキュラム」をスポーツ指導者の講習に導入している。「モデル・コア・カリキュラム」とは、「多様化・高度化・専門化する体育・スポーツにおいて、体育系大学等の学生が卒業後にコーチとして現場に立つことを見据え、コーチに求められる資質能力(思考・態度・行動・知識・技能)を確実に習得するために必要な内容を『教育目標ガイドライン』として提示する」ものである。学ぶべき内容を精査し、学ぶべき内容に対して教育目標のガイドラインを設定することで、講義の内容やその狙いや到達目標を明確に示すことができる

8) スポーツ実施者の安全、安心を確保し、スポーツに親しむ機会を提供するためには、指導者が競技レベル、発達段階を適切に捉えて、民主的に指導できることがこれからの社会において重要であると考えられる。

7. おわりに

従来の指導者による独裁的な指導では、選手の役割はただコーチの命令を聞き、反応し、従うだけとなり、スポーツ実施者の自主性を育むことは難しいと考える。また、指導者自身が過去に受けたスポーツ体験が指導方針やその育成するスポーツ実施者に影響を与えることが、上述した先行研究の結果から明らかになっている。現代のスポーツ文化の目的である共生社会の実現の為に、体罰などの暴力行為を用いず、指導者が民主的に議論を重ねて指導を展開すること。実施者の学習意欲の向上や、スポーツに対する自主性及び、課題達成への意識指導ができる手法及び、これらの指導方法を参加者の競技レベル、年齢層に応じて適切に指導が行える指導者が最も重要である。スポーツ指導者の適切な養成とハラスメント行為への意識喚起が今後のスポーツ文化の発展の促進を握る要因であると考えられる。

引用・参考文献

- 1) 阿江美恵子「運動部活動における体罰が子どもに及ぼす影響」『体育科教育学研究』30(1) 2014年、63-67頁。
- 2) 藤田主一 宇部弘子 福場久美子 鈴木悠介 本間悠也 小川拓郎 深見将志 藤本太陽 齋藤雅英 谷釜了正「体罰・暴力における体育専攻学生の意識と実態」『日本体育大学紀要』、44(1)、2014年、21-32頁。
- 3) 学校体育同志会全国常任委員会「体罰を苦にした運動部員自殺事件に対する「私たちの見解」を表明します」『体育科教育』61(5)、2013年、33頁。
- 4) 久保昂大 杉山佳生 内田若希「被体罰経験者はなぜ体罰を容認するのか -被体罰経験に対する肯定的認知及び感謝感情に焦点を当てた検討-」『スポーツ心理学研究』、49(2)、2022年、111-121頁。
- 5) 宮坂敏一 田原 卓 福場久美子 藤田主一「体育専攻学生の体罰認識度に関する研究

- 苦痛の因子構造及びその条件設定との関連性-』『日本体育大学紀要』、45 (2)、2016年、119-129頁。
- 6) 中房敏郎「体罰の歴史的背景」『大阪体育大学紀要』45巻、2014年、199-207頁。
 - 7) 文部科学省「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書：一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して」、2013年。
 - 8) 日本体育協会「平成27年度コーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」作成事業報告書」、2016年。
 - 9) 日本スポーツ協会「日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018」、2018年。
 - 10) スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、2017年、1頁。
 - 11) スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、2017年、4頁。
 - 12) 藤後悦子 大橋恵 井梅由美子「子どものスポーツにおけるスポーツハラスメントとは」『東京未来大学研究紀要』12、2017年、63-73頁。
 - 13) 土肥崇史 岩本正姫「体罰・暴言を伴う指導の実態と改善に向けた一考察」『札幌大学総合論叢』51、2021年、61-66頁。
 - 14) 依田充代「スポーツと暴力」『改訂 スポーツ社会学－歴史から学ぶスポーツの未来－ 依田充代 編著 第3章』、2007年、31-32頁。

引用HP

- 15) 国際連合広報センター(2016)「スポーツと持続可能な開発」
http://www.unic.or.jp/news_press/features_backnumbers/18389.2016.
アクセス日 2022.10.20。
- 16) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ (Jリーグ)「Jリーグとは Jリーグ百年構想」
<http://aboutjleague.jp/corporate/aboutj/100years/1983>. アクセス日 2022.12.18。
- 17) 国際レクリエーション協会「レジャー憲章」
<http://www.njsf.net/zenkoku/data/right/leisure.pdf> 1970. アクセス日 2023.1.3。
- 18) 文部科学省「生きる力と資質・能力について」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/095/shiryo/attach/1329017.htm
2008. アクセス日 2023.1.3。
- 19) 文部科学省「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2011/ アクセス日 2023.1.3。
- 20) 文部科学省「競技スポーツの意義」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/athletic/070817/001.htm 2009。

アクセス日 2022.12.18。

- 21) 文部科学省「小学校教則大綱(抄)(明治二十四年十一月十七日文部省令第十一号)」
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318015.htm
アクセス日 2022.10.10。
- 22) 毎日新聞デジタル「部活中に女子生徒の胸ぐらつかみ暴言 中学教諭懲戒 茨城県教委」
<https://mainichi.jp/articles/20210525/k00/00m/040/045000c>.
2021 アクセス日 2022.10.20。
- 23) 毎日新聞デジタル(2022)「秀岳館高、新たに53件の暴行 サッカー部問題で熊本県に報告書」
<https://mainichi.jp/articles/20220729/k00/00m/040/327000c>.
2022. アクセス日 2022.10.20。
- 24) 内閣府世論調査「国民に関する世論調査」
<https://survey.gov-online.go.jp/index-ko.html> 2022. アクセス日 2022.12.18。
- 25) 日本大百科全書(ニッカボカ)「レクリエーション解説」
<https://kotobank.jp/dictionary/nipponica/> 1994. アクセス日 2022.12.18。
- 26) Wiki source「小学校教則大綱1891年」
<https://ja.wikisource.org/wiki/>
2022. アクセス日 2022.10.10。
- 27) 財団法人日本体育協会「21世紀の国民スポーツ振興方策-スポーツ振興2008-」
<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/21century2008.pdf>
2008. アクセス日 2022.12.18。